

おのみち

No.154

2018年 春

Spring



世界に名だたる尾道水道を ドローンで高空低空からじっくり見ると
爽快感を感じながらも 尾道の良さを 再認識出来るものと思う

大洋船具(株) 川辺 和洋

| | |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| ■〈巻頭特集〉租税教育—その先へ…………… P2・P3 | ■税のコーナー…………… P8・P9 |
| ■新年研修会 交歓会…………… P4 | ■社長に聞く…………… P10 |
| ■第18回 楽市楽座収益金 各学校へ寄付…………… P5 | ■法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項…………… P11 |
| ■鍛冶川常任理事 ささら棒進呈…………… P5 | ■支部だより…………… P12 |
| ■ワイン研修会開催 Part15…………… P5 | ■新会員ご紹介…………… P13 |
| ■平成29年度 租税教室希望校全校開催…………… P6 | ■行事予定…………… P13 |
| ■広島県 青年の集い…………… P7 | ■川 柳…………… P13 |
| ■税に関する絵はがきコンクール 広島県法人会連合会 入選作…………… P7 | ■編集後記…………… P13 |

頭集 巻特

租税教育 ———— その先へ

| 出席者 | |
|-------------|-------|
| 尾道税務署 署長 | 長久 善彦 |
| 青年部会 部会長 | 前田 佳宏 |
| 青年部会 セクレタリー | 高橋 武也 |

〈前

田

私たちが実施している小学校での租税教室も、先日の西藤小学校で全てを終えることが出来ました。当日は、長久署長にもご臨席いただいて授業も観て頂きましたが、小学校以外の租税教育の現状や授業を観られての感想をお聞かせください。

〈長久署長〉

租税教室は、小学校を法人会に、中学校を尾道市・世羅町に、高校を税理士会に、それぞれ協力いただいております。今年度は管内の約9割の学校で実施しました。法人会女性部会が主催する「税に関する絵はがきコンクール」は、ベッチャー祭りや賑わう文化の日に表彰式と展示会を開催するなど、地域の人々との交流を大切にしていますね。法人会による西藤小学校での租税教室の感想ですが、講師を務められた高橋さんは、法人会青年部会の会員であると同時に、小学校のPTA会長でもあり、児童との距離が非常に近く、地域密着型のスタイルが特徴だと感じました。

〈前

田

西藤小学校はある意味、私たちが考える理想的な形で実施できています。出来る限り、各小学校の保護者やOB、学区内で活動している事業所のメンバーで訪問しようとしています。地域によってはなかなか実現できていません。しかし、地域



〈高

橋

の子どもたちを大切にしたい気持ちはメンバー全員がもっておりますので心強く感じており、また、いい雰囲気での授業ができております。

〈長久署長〉

長久署長が小学校で講師を務められました。授業を私たちが拝見させていただきましたが、開催までの経緯とどのような準備をされたのか教えてください。

尾道署管内で新しい租税教育を試したいと考え、尾道市教育委員会に提案したところ、美木原小学校での開催が決まりました。美木原小学校は尾道市の北部4校が統合した開校1年目の学校ということもあり、校長をはじめ先生方のモチベーションも高く、一緒に授業内容を練り上げました。打合せの中で、学校の独自

〈高

橋

の取組みとして、児童にコミュニケーションを考えさせる授業に力を入れていることを知り、地域の視点を取り入れたグループワークを実施することとしました。コミュニケーションを考えさせる授業とは何ですか？

〈長久署長〉

美木原小学校では、「町の幸福論〜コミュニケーションを考える〜」や「発見！私と美木原」と題し、地域の人々や保護者も参加し、地域の現状や将来について、児童が主体的に考える授業に取り組んでいました。この授業をベースにして、児童になじみがある校区内の状況を「美木原村」としてモデル化し、村の予算編成を体験させるグループワーク「美木原村の予算をつくらう！」を、全国初の試みとして実施しました。また、税と財政を一体の視点で理解させる点にも力を入れました。

〈高

橋

私たちも租税教室を行う中で世界と日本との比較（教育・衛生など）から入り、児童の身近な学区内の施設に税金が使われていることを伝えていますが、まだ財政については取り組めていないです。

〈前

田

法人会では日本全国で租税教室を実施しているのですが、小学6年生で初めて授業で税金について学ぶこともあり、従来は税金についての説明にとどまっております。これからの租税教室では、子どもたちに税の使い方について考える機会を与える内容も議論されております。そういった中で、財政教育を取り入れていこうということがなされています。

〈長久署長〉

法人会青年部会が行う租税教室は、保護

者やOB、地域で活躍する大人として、地域の良さと課題をより深く理解していることが強みだと思います。教育の現場に目を向けると、新しい学習指導要領で「社会に開かれた教育課程」がうたわれたことを受け「アクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）」が重視され、また、選挙権年齢の引下げを受け「主権者教育」も重視されています。租税教室は、税の大切さを伝える従来の役割に加えて、教育の現場の新しいニーズに応えるため、バージョンアップが求められていると言えそうです。

〈前 田〉

そうですね。我々も従来の租税教室から一歩踏み込んで広い視野で捉え、地域に合った、また子どもたちが将来住みやすい街づくりと一緒に考える授業を進めたいと思います。そこで質問ですが、長久署長が教壇に立たれて、子どもたちに伝えたかったことは何ですか？

〈長久署長〉

この度、小中高で授業をさせていただきましたが、各々のグループワークを通して、「税の使い方をひとつに決めること」の難しさを伝えたいと考えました。「政治」とは「様々な意見や価値観がある中で、それらを集約して、物事をひとつに決めていく営み」ですが、その代表が、税や財政の問題だと思っています。少子高齢化・人口減少、経済のグローバル化・ICT化など、かつて経験したことのない大きな変化の中で、いまの子どもたちは生きていかなければなりません。そのような中、周りの意見に流されるのではなく「政治」の役割に自覚的になり、税や財政の問題についても、他人事ではなく自分たちの問題だと捉えるきっかけになればと考えました。

〈高 橋〉

確かに選挙の投票年齢が18歳になったというところで、私たちも授業の中で新聞やテレビでの政治の話を入れて、自分たちの生活に関係することが話し合われていることを伝えていきます。小中高と授業をされて小学校では「地域」を題材として授業をされましたが、中高に関してはどうされましたか？

〈長久署長〉

小学校においては、自分たちの住むまちや地域について考えてもらいました。中学校においては、視野を広げて、「日本の予算編成」を体感するグループワークを通じ、日本全体の課題について考えてもらいました。高校においては、学校側のニーズを踏まえ、「社会保障の改革プラン」を考えるグループワークを実施しました。生徒は柔軟な発想を活かし、様々な改革プランを発表してくれました。

〈高 橋〉

こういったプランが出ましたか？私も興味があります。

〈長久署長〉

例えば「職場の定年を延長し、年金の支



〈高 橋〉

給開始年齢を引き上げれば、働き手を確保しつつ年金も削減できるので、「二石二鳥！」と言ったプランが出てきました。私からは、政策立案を担当する職員の目線からのコメントをするように心がけ、政府での議論の状況を紹介したりしました。全員が賛成する正解があるわけではなく、色々な考え方やモノの見方があり、その中で選挙を通して選ばれた政治家が議論をして決めていく。当たり前のことなのですが、言われる通り選挙権を持つ主権者としての教育の必要性を感じます。

〈長久署長〉

この度私が行った授業の資料を皆さんに共有させていただきます。是非、平成30年度には、1校でも、「〇〇村の予算をつくらう！」といった、学校のニーズを踏まえたオーダーメイドの租税教室を実施していただきたいと思えます。地域出身の法人会青年部会の皆さんであれば、私がいづかなかつた良いアイデアがたくさんあるでしょう。租税教室の「その先」を期待しています。

〈前 田〉

ここ数年間、管内のほぼ全ての小学校で租税教室を実施し、学校現場での認知度は確実に上がってきていると感じていましたが、そろそろ次のステージを目指すべき時期でもあると感じていました。この度は参考になるお話をお伺いでき、モチベーションが高まってきました。来年度に何校できるかわかりませんが、尾道法人会らしさを生かした新たな租税教室に取り組んで行きたいと思えます。

〈長久署長〉

ありがとうございます。尾道税務署も力になれることがあれば何でも協力させていただきます。期待しています。

〈前田・高橋〉

今日は貴重なお話を聞かせていただき、ありがとうございます。

新年研修会 交歓会



1月30日(火)、午後4時30分から、尾道国際ホテルにおいて100名が参加して新年研修会並びに交歓会が開催しました。

開会にあたり手塚会長は「例年ですと新年研修会で専門家をお招きして今年の世界は、日本は、そして我々、というマクロな経済予測をお伺いするのですが、これがなかなか当たらない。今回は全く予想のないミクロなミジンコのお話をお話と思ひ、坂田さんをお迎えしました」と挨拶があり、尾道税務署長久署長から「ご祝辞を賜り、坂田明氏による『いのちが透けて見えるミジンコから地域が見えるだろうか』と題した講演を行います」。

その後、平谷尾道市長の祝辞、福井尾道商工会議所会頭の乾杯のご発声で交歓会に移り懇談を深めました。

坂田 明氏 「いのちが透けて見えるミジンコから地域が見えるだろうか」



ミジンコの生命から考える、自然と人間の関わり方や命の常識について、坂田さんならではの視点でパフォーマンスも交えて披露いただきました。

ミジンコってどんな生き物？

今日は、命が透けてみえるミジンコというものを通して、私たちが何を想像することが出来るのかをお話したいと思ひます。

ミジンコは世界中にいます。水中にも陸上にも生きています。落ち葉の中にもいます。あらゆる場所に対応して生きています。色々な種類がありますが、だいたいの体長1.6ミリぐらいです。なぜ透明か？という点、魚に見つかりにくくするためだと考えられています。そのおかげで、生きてきたままで全様を見ることが出来ます。

それぞれの場所でミジンコはミジンコの都合で生きています。多くの生き物が世界中で各々の都合で生きています。水温が0.5度上がっただけで多くの生き物が死んでしまう。ミジンコは環境が良くなるとメスが処女生殖、つまりクローンをいっぱい生んで子孫を増やします。生める時はほとんど生みますので爆発的に増えます。春になり田に水を張ると見られる光景です。そして端からどんどん食べられる。

ところが、環境が悪化すると今度はオスとメスを生み始めます。これにより両性生殖をすることでクローンを続けて劣化してきたものを元に戻す作業を行います。これにより何億年も姿を変えず生き延びてきたのです。

ミジンコに愛は通じない

私がいくらミジンコに「愛してるよ」と言ってもミジンコが「ありがと、私もよ」とは言いません。人間が勝手に思っているだけでミジンコは勝手にやっています。愛という概念は人間が創ったもので、動物も子供を守るといった愛もあるが、人間の愛の様にそれを欲しいというものはありません。

皆が皆の都合で生きている。多様な価値観を認め合うことが大事だと感じます。ミジンコは誰のためでもなく、自分が生きるために生きています。生命の連鎖

というか、あるモノはあるモノを食べ、でも別のモノに食べられる。自然界の掟と言いますが、これも人間が創ったもので、ただこういったシステムがあるだけです。生命は互いに育てている。生きるために他の命を食べ、支え合いながらしるぎを削っている。人間は他の命を支えているのでしょうか？

人間はその質が問われる

私が音楽に携わり始めたところニューヨークでジャズサクソフーン奏者のオーネットコールマン氏に「日本人の私が外国の音楽であるジャズをやることはどうゆうことなのか？」と問いかけました。氏は「我々は常に人間としての質が問われている。出身や民族なんて関係ない、多様性の中にあつて質を求めることが大切だ」「どんなことでも3年やれば、世の中に認められることもある」と答えました。私は音楽を目標として生きてはいませんが、音楽がないと自分の人生にならないのでやっています。

人には皆、役割があるのだと思ひます。早く死んだ人がいれば、人間つてのは早く死ぬこともあるのだと思うし、長生きすればまた然りです。そう思っている人もまたいづれ死んでいきます。それでもいいのだと思ひます。確実に皆死にますから、安心して死ぬまでジタバタしまし

第18回 楽市楽座収益金 各学校へ寄付

11月3日(金)に開催しております楽市楽座の収益金を3校に寄付を行いました。「税に関する絵はがきコンクール」を行うにあたり各学校の児童はもとより、多くの学校関係者にご協力を頂いていることに対して、子供たちの教育環境の向上につなげてもらいたいという趣旨で3年前より始めました。

今年、尾道市久保小学校と高見小学校、因北小学校へ上野部会長、土山・塚本両副部会長で訪問し、日頃の租税教育に対するご協力への感謝を伝え、寄付を贈呈しました。

これにより、尾道市と世羅町内の小学校10校に寄付をさせて頂くことが出来ました。



鍛冶川常任理事 ささら棒進呈

12月14日(木)、本会の常任理事であり、吉備津彦神社総代長の鍛冶川孝雄氏が尾道税務署に長久署長を訪ね、11月に執り行われた「ベッチャー祭り」で使われた「ささら棒」を進呈しました。

長久署長も祭りを見学され、三鬼神や神輿と多くの見物客に驚いた話をされ、鍛冶川総代長から祭の由来や、祖先の蕎麦屋であった鍛冶川福松が最初に面を付けたので「ソバ」と言われているなど、「ソバ」「ベタ」「シヨーク」の名前の由来を話され、最後に長久署長より「来年は10月に生まれた長男と妻を連れて観に行きます」とのお話もあり、終始和やかな訪問となりました。



ワイン研修会

Part 15

去る2月22日(木)、尾道国際ホテルにおいてソムリエの佐藤公治氏をお迎えし、ワイン研修会を開催いたしました。

今回は「ワインリストを見てみよう」というテーマで、実際に有名店に置かれているワインリストを見ながら自分の好みや予算に合うワインを選ぶポイントを、自らがお客様として経験したこと、お店側から見た視点を交えて楽しく話していただきました。

今回は、ワインを開けるときに使用するオープナーをいくつかお持ち頂き、良いオープナーと悪いオープナーの違いや、電動式のものなど使用方法を含めて披露していただきました。

このお話の間に、シャンパンから白・赤と数種類のワインを楽しみ、それぞれの特徴を分かりやすく軽妙な語り口で教えて頂き、あつという間に時間が過ぎました。



平成29年度 租税教室 希望校 全校開催

青年部会による平成29年度「租税教室」が各地で行われ2月27日(火)の尾道市西藤小学校で最終の授業を行いました。本年度は複式学級で隔年開催の1校を除く、尾道市と世羅町の公立小学校28校中27校で実施しました。受講した児童数は1,159名となりました。

小学6年生を対象にした「租税教室」は、平成17年から尾道市世羅町内5校で始まり本年まで続いています。

本年度は、青年部会内で検討を重ね自前のパワーポイントを作成し、世界と比較して現在の日本がいかに恵まれているのか、それを支えるのに「税」がどう役立っているのかを、毎日目にする校舎や道路、スーパーマーケットなどの写真を交えながら児童に伝えてきました。

子供たちの真剣な眼差しに緊張しながら、税の大切さ、皆で助け合うことの大事さ、税の使われ方を伝え、部会員自身も大きな刺激を受け、有意義な時間となりました。

最後の授業となった西藤小学校では、授業終了後に児童と長久尾道税務署長、手塚会長と共に事業終了を祝って記念撮影を行いました。

最後に、開催にあたり準備段階より、快くご協力頂きました各学校の校長先生をはじめ、学校関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。

【平成29年度 租税教室開催一覧表】

| 学校名 | 開催日 | 児童数 | 担当部員 |
|--------------|--------------------|--------|----------------|
| 尾道市立久保小学校 | H30.1.19 | 31 | 鍛冶川 立章 |
| 尾道市立長江小学校 | H29.8.31 | 24 | 佐藤 敏章 |
| 尾道市立土堂小学校 | H30.2.2 | 33 | 高橋 武也 |
| 尾道市立栗原小学校 | H30.1.24 | 96 | 宇根本 茂 |
| 尾道市立吉和小学校 | H30.1.24 | 44 | 山本 浩矢 |
| 尾道市立山波小学校 | H30.2.19 | 47 | 前田 佳宏 |
| 尾道市立日比崎小学校 | H30.1.29 | 92 | 宇根本 茂 |
| 尾道市立三成小学校 | H30.1.23 | 35 | 高橋 務 |
| 尾道市立美木原小学校 | H30.2.9 | 23 | 長久善彦 尾道税務署長 |
| 尾道市立高須小学校 | H30.1.30 | 115 | 楨原 勝 |
| 尾道市立西藤小学校 | H30.2.27 | 18 | 高橋 武也 |
| 尾道市立百島小学校 | ※ 複式学級の為、今年度は希望しない | | |
| 尾道市立浦崎小学校 | H30.2.3 | 15 | 宇根本 茂 |
| 尾道市立栗原北小学校 | H30.2.8 | 39 | 宇根本 茂 |
| 尾道市立向東小学校 | H30.1.12 | 72 | 柿本 和彦 |
| 尾道市立御調中央小学校 | H30.1.23 | 41 | 土山 八重子 |
| 尾道市立御調西小学校 | H29.12.12 | 8 | 土山 八重子 |
| 尾道市立高見小学校 | H30.2.9 | 18 | 楨原 勝 |
| 尾道市立向島中央小学校 | H29.11.28 | 66 | 岸上 幸由 |
| 尾道市立三幸小学校 | H30.1.10 | 14 | 黒瀬 真利 |
| 尾道市立因島南小学校 | H30.2.9 | 65 | 柏原 秀幸 |
| 尾道市立因北小学校 | H30.2.23 | 53 | 柏原 秀幸 |
| 尾道市立重井小学校 | H29.12.5 | 19 | 前田 佳宏 |
| 尾道市立瀬戸田小学校 | H30.1.17 | 59 | 柏原 秀幸 |
| 世羅町立甲山小学校 | H30.2.9 | 26 | 宮田 隆彦 荒谷 隆彦 |
| 世羅町立せらひがし小学校 | H29.7.11 | 24 | 宮田 隆彦 荒谷 隆彦 |
| 世羅町立世羅小学校 | H30.1.23 | 69 | 宮田 隆彦 荒谷 隆彦 |
| 世羅町立せらにし小学校 | H29.7.12 | 13 | 宮田 隆彦 平川 隆彦 |
| 合計 | 27校 | 1,159名 | |



広島県 青年の集い

3月6日(火)、ANAクラウンプラザホテル広島にて青年の集いが開催され、前田部会長を始め9名で参加しました。

青年部会が取り組んでいる租税教育活動のプレゼンテーションコンテストを8青年部会が行いました。事前に行った予選を勝ち抜いただけであり、事業内容はもちろん、映像や効果音も組み込み、質の高い発表となりました。

他の会の事例発表に、児童との距離を近づけより活発な意見が出るための方法や講師となる青年部会員自身が行うボイストレーニングの例会など、教育活動の質を上げるために様々な工夫をされていることを知り、大いに刺激を受けた大会となりました。

懇親会では单位会の垣根を超えて交流を図り、楽しいひと時を過ごすことができました。



税に関する絵はがきコンクール 広島県法人会連合会 入賞作

1月28日(日)、広島市の福屋駅前店6F「マルチの広場」において、県内16法人会で構成される(一社)広島県法人会連合会主催の「税に関する絵はがきコンクール」表彰式並びに作品展示が行われました。

「税に関する絵はがきコンクール」は、小学6年生を対象に税に対する関心を高めようと女性部会が中心となり、全国で展開している事業です。

29年度は県内385校18894名の応募があり、各法人会で入賞した220の力作が展示され、各部門に選ばれた児童に賞状と記念品が贈られました。

本会からも2作品が入賞しました。レベルの高い作品に、多くの来場者の方が感心して観ておられました。



入賞作品



〈入賞〉向東小学校 竹国 夢乃



〈銅賞〉瀬戸田小学校 新川 真央

軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール

| | 請求書等保存方式 (現行) | 区分記載請求書等保存方式 (平成31年10月～) | 適格請求書等保存方式 (平成35年10月～) |
|----------------|---|--|---|
| 税率 | 8.0% (消費税率 6.3%、地方消費税率 1.7%) | ○ 軽減税率 8.0% (消費税率 6.24%、地方消費税率 1.76%) ○ 標準税率 10.0% (消費税率 7.8%、地方消費税率 2.2%) | |
| 請求書等 | 請求書の記載事項 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 発行者の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 対価の額(税込み) 受領者の氏名又は名称 | 左記に加え ①軽減対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み) ※ 上記①②は交付を受けた事業者の追記可 | 左記に加え ①登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 ※ 「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は税抜価額又は税込価額 |
| | 交付義務なし・類似書類等交付の罰則なし ※ 免税事業者も発行可 | | 交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※ 免税事業者は発行不可 |
| 仕入税額控除の要件 | 帳簿及び請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除可 | 帳簿及び区分記載請求書等(交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等を含む。)の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除可 | 帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者からの仕入税額控除不可 免税事業者からの仕入税額控除の特例 ・平成35年10月～平成38年9月 80%控除可 ・平成38年10月～平成41年9月 50%控除可 |
| | せり売りなどの代替発行された請求書による仕入税額控除可 (平成35年10月以降は一定の取引に限る。) | | |
| | 中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可 | | |
| | 3万円未満の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可 | | 原則として、3万円未満の取引も適格請求書等の保存が必要 |
| 適格請求書発行事業者登録制度 | | 平成33年10月から申請受付・登録開始 ※ 課税事業者のみ登録可 | |
| 税額計算 | 取引総額からの「割戻し計算」 | 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 | ・税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ・適格請求書の税額の「横上げ計算」のいずれかの方法によることが可 |
| 売上税額の計算の特例(注) | | 軽減税率対象売上げのみなし計算(4年間) | |
| 仕入税額の計算の特例(注) | | 軽減税率対象仕入れのみなし計算(1年間) | |
| | | 簡易課税制度の届出の特例(1年間) | |

(注) 税額計算の特例は、中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。)のみに適用が認められます。

税の
コーナー

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、帳簿及び請求書等の記載事項等が変わります

帳簿及び請求書等の記載事項の比較

軽減税率制度の実施に伴い、仕入税額控除を行うためには、区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が必要となります。現行の請求書等保存方式、区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式のそれぞれの方式において、仕入税額控除の要件として保存すべき帳簿や請求書等の記載事項については、次のとおりです。

| | 請求書等保存方式 (現行) | 区分記載請求書等保存方式 (平成31年10月～) | 適格請求書等保存方式 (平成35年10月～) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|-----------------------------|---------------------------|----|-------|---------------------------|---------|--|------------|---------|------|----------|-------------------|--------|-------|--------------------|--------|---|------------|---|----|-------|-------------------|--------|-------|--------------------|--------|------|---------|------|----------|--------|---|---|---|----|--|----------|--------|--|---------|-------|--|---------|---|----|----|----|------|-------|--------|------|------|---------|------|----------|--------|---|---|---|----|--|----------------------|--------------------------|--|--|-------------------------|--|--|
| 帳簿の記載事項 | <p>総勘定元帳（仕入）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>XX年 月 日</th> <th>摘要</th> <th>借方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事㈱ 11月分 日用品及び食料品</td> <td>125,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②課税仕入れを行った年月日 ③課税仕入れに係る内容 ④課税仕入れに係る支払対価の額</p> | XX年 月 日 | 摘要 | 借方 | 11 30 | △△商事㈱ 11月分 日用品及び食料品 | 125,600 | <p>総勘定元帳（仕入）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>XX年 月 日</th> <th>摘要</th> <th>借方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事㈱ 11月分 日用品</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事㈱ 11月分 ※食料品</td> <td>43,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象</p> <p>現行の帳簿の記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載します。</p> | XX年 月 日 | 摘要 | 借方 | 11 30 | △△商事㈱ 11月分 日用品 | 88,000 | 11 30 | △△商事㈱ 11月分 ※食料品 | 43,200 | <p>総勘定元帳（仕入）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>XX年 月 日</th> <th>摘要</th> <th>借方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事㈱ 11月分 日用品</td> <td>88,000</td> </tr> <tr> <td>11 30</td> <td>△△商事㈱ 11月分 ※食料品</td> <td>43,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象</p> <p>区分記載請求書等保存方式と同様の記載をします。</p> | XX年 月 日 | 摘要 | 借方 | 11 30 | △△商事㈱ 11月分 日用品 | 88,000 | 11 30 | △△商事㈱ 11月分 ※食料品 | 43,200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | XX年 月 日 | 摘要 | 借方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 30 | △△商事㈱ 11月分 日用品及び食料品 | 125,600 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| XX年 月 日 | 摘要 | 借方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 30 | △△商事㈱ 11月分 日用品 | 88,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 30 | △△商事㈱ 11月分 ※食料品 | 43,200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| XX年 月 日 | 摘要 | 借方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 30 | △△商事㈱ 11月分 日用品 | 88,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 30 | △△商事㈱ 11月分 ※食料品 | 43,200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 請求書等の記載事項 | <p>請求書</p> <p>株式会社〇〇御中 平成XX年11月30日 11月分 125,600円（税込）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>小麦粉</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛肉</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>キッチンペーパー</td> <td>2,160円</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>125,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>△△商事㈱</p> <p>①書類の作成者の氏名又は名称 ②資産の譲渡等の年月日 ③課税資産の譲渡等に係る内容 ④課税資産の譲渡等の対価の額（税込み） ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p> | 日付 | 品名 | 金額 | 11/1 | 小麦粉 | 5,400円 | 11/1 | 牛肉 | 10,800円 | 11/2 | キッチンペーパー | 2,160円 | ⋮ | ⋮ | ⋮ | 合計 | | 125,600円 | <p>請求書</p> <p>株式会社〇〇御中 平成XX年11月30日 11月分 131,200円（税込）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>小麦粉 ※</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛肉 ※</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>キッチンペーパー</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>131,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10% 対象</td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8% 対象</td> <td>43,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象 △△商事㈱</p> <p>現行の請求書等の記載事項に加え、以下を加えます。 ①軽減対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②の追加記載事項は受領者の追記可</p> | 日付 | 品名 | 金額 | 11/1 | 小麦粉 ※ | 5,400円 | 11/1 | 牛肉 ※ | 10,800円 | 11/2 | キッチンペーパー | 2,200円 | ⋮ | ⋮ | ⋮ | 合計 | | 131,200円 | 10% 対象 | | 88,000円 | 8% 対象 | | 43,200円 | <p>請求書</p> <p>株式会社〇〇御中 平成XX年11月30日 11月分 131,200円（税込）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>品名</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11/1</td> <td>小麦粉 ※</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>11/1</td> <td>牛肉 ※</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>11/2</td> <td>キッチンペーパー</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>⋮</td> <td>⋮</td> <td>⋮</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>120,000円 消費税 11,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10%対象 80,000円 消費税 8,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">8%対象 40,000円 消費税 3,200円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税率対象 △△商事㈱ 登録番号 XXXXXXXXXX</p> <p>区分記載請求書等の記載事項に加え、以下を加えます。 ①登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 ※ 税率ごとに合計した対価の額は税抜き又は税込みで記載します。</p> | 日付 | 品名 | 金額 | 11/1 | 小麦粉 ※ | 5,000円 | 11/1 | 牛肉 ※ | 10,000円 | 11/2 | キッチンペーパー | 2,000円 | ⋮ | ⋮ | ⋮ | 合計 | | 120,000円 消費税 11,200円 | 10%対象 80,000円 消費税 8,000円 | | | 8%対象 40,000円 消費税 3,200円 | | |
| | 日付 | 品名 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/1 | 小麦粉 | 5,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/1 | 牛肉 | 10,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/2 | キッチンペーパー | 2,160円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 125,600円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日付 | 品名 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/1 | 小麦粉 ※ | 5,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/1 | 牛肉 ※ | 10,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/2 | キッチンペーパー | 2,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 131,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10% 対象 | | 88,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8% 対象 | | 43,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日付 | 品名 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/1 | 小麦粉 ※ | 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/1 | 牛肉 ※ | 10,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11/2 | キッチンペーパー | 2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 120,000円 消費税 11,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10%対象 80,000円 消費税 8,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8%対象 40,000円 消費税 3,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

社長に聞く

Vol.138

ふるさと瀬戸田と共に

瀬戸田燃料 株式会社

社長 長澤 宏昭さん



今回は瀬戸田に生まれ、地域と共に歩む瀬戸田燃料(株)社長の長澤さんを訪ねました。仕事はプロパンガスの販売、工事、ガソリンスタンド経営、水道工事など幅広く行われています。昭和42年生まれの50歳です。大学生活を福岡で過ごし、岡山でガス業界に就職され、三年の修行の後、27歳で瀬戸田に帰り家業を継いでおられます。社長就任は二年前になります。

自分を育ててくれた町への恩返しのできる気持ちも込めて、地元瀬戸田の町と住民に必要とされる会社として継続していくために常にチャレンジ精神を大切にされているそうです。先代から積み上げてきた実績と信用を大切にしながらも新たな挑戦を怠らないという気持ちから「温故知新」の言葉を大切にされているそうです。尾道しまなみ商工会の副会長を務めるなど業界、地元のための活動にも積極的に参加され、地元企業の若手のリーダーとして地域を引っ張る役目を務めています。

「NPOせとだ港房」理事長として

昔から汐待の港、交易の拠点として栄え、さらに塩田、造船・海運で町は大変に発展してきましたが、瀬戸田に住んでいて地域の衰退を肌で感じるようになり、島の魅力を外部の人にも発信していきたいと強く感じていたそうです。以前の瀬戸田の賑わいを取り戻し、

瀬戸田港を拠点としたまちづくりを進めるために地元有志の仲間とNPO法人「せとだ港房」を平成16年に設立され理事長に就任されています。このNPOは瀬戸田港を拠点としたまちづくり活動を通じて地域の活性化につなげていくことを目標としています。三原や尾道との間を往復する船便が発着する瀬戸田港の乗降客はかつて年間100万人にのぼっていましたが、しまなみ海道開通後は激減し、現在では20万人程度にまで落ち込んでいるそうです。港から耕三寺まで600m余り続く「しおまち商店街」も以前は大変な賑わいでした。港の活用法と町の賑わいの復活を目指して地元の皆さんと日々知恵を出し合っています。以前から耕三寺と平山郁夫美術館は有名ですが、最近では瀬戸内のレモンの島として全国的にも脚光を浴び、さらにしおまち商店街には由緒ある古い建物が多く残り、レトロな雰囲気醸し出しているとして、SNSを通じて全国的にも注目されるようになっていました。

「みなとオアシス全国協議会」会長として

みなとオアシスとは、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、平成15年に国土交通省によって制度が設立されました。

瀬戸田港周辺が全国で第一号として認められ、その運営を長澤さんが理事長を務める「せとだ港房」に委託されました。認定第二号となったこともあり、みなとオアシスの全国協議会の会長に就任されています。現在では北は礼文、利尻、稚内から南は沖縄那覇までと全国で93か所が登録されています。認定後はみなとを利用した地域住民との交流、連携を核とする各種イベントを企画、実行されています。毎年開催される全国大会においては、海にちなんだSEA級グルメ全国大会も同時開催されています。瀬戸田の特産であるタコを使った「多幸(たこのみ焼き)」を地元の皆さんと考案し、大変に好評を得ているそうです。毎年開催され今年で40回を迎える瀬戸田町の夏祭りにも出店し、島内外の人に瀬戸田の新しい名物として認知してもらえるようにPRを続けています。

このような活動が全国的にも注目され、内閣府所管のウォーターフロント協会から、みなとを使つたまちづくりを中心となって活躍したとして「みなとまちづくりマイスター」の認定も受けています。

生まれ育つた瀬戸田への強い郷土愛に動かされ、瀬戸田港を拠点に今後も内外の人々との交流や連携を通して瀬戸田の魅力を全国に発信し続けていかれると確信しました。

(吉田大造)

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成30年度税制改正では、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から、個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却・経済再生の実現に向け、賃上げや設備投資を後押しする税制上の措置を講じ、さらに中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成30年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 交際費課税

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|--|
| ・平成26年度税制改正において拡充された交際費課税の特例措置については、適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、その延長を求める。 | ・交際費等の損金不算入制度について、適用期限が2年延長されるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例の適用期限も2年延長されました。 |

2. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|--|
| ・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。 | ・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長されました。 |

3. 地方のあり方

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可欠であり、地方創生戦略との連携や税制面をはじめとした多角的な環境整備が求められる。 ・償却資産に対する固定資産税については、将来的には廃止も検討すべきである。 ・地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法（仮称）の制定を前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロ以上2分の1以下とする特例措置が創設されました。 ・地方拠点強化税制については、地域再生法の改正を前提に、準地方活力向上地域とされた近畿圏中心部や中部圏中心部を、移転型事業の対象地域とする等の見直しが行われました。 |

【事業承継税制】

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|--|---|
| ・本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。 | ・10年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の2/3）の撤廃、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）、雇用確保要件の弾力化が行われるとともに、複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置が講じられました。 |

【その他】

1. 電子申告

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|--|
| ・国税電子申告（e-Tax）の利用件数は、年々拡大してきているが、政府は法人における電子申告の利用率の大幅な向上を目指している。このため、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）との統一的な運用を検討すべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備が進められるとともに、大法人については法人税等の電子申告が義務化されます。 ・複数の地方公共団体への納税が一度の手続きで可能となるよう、安全かつ安定的な運営を担保する措置を講じつつ、電子情報処理組織（eLTAX）を活用した共通電子納税システムが導入されます。 |

2. 少子化対策

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|--|
| ・企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。 | ・平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができる措置が講じられました。 |

生口支部 講演会

3月7日(水)、尾道しまなみ商工会瀬戸田支所において、生口支部講演会が開催されました。この講演会は、中田生口支部長の発案で「地元出身で頑張っている人の話を、地域を担う若い人たちに聞いてもらい、広い視野や自信を持ってもらいたい」という想いで企画され、3回目の開催となります。

講師には、瀬戸田町出身で広島護国神社の宮司である藤本武則氏をお迎えし、「広島護国神社に奉職して」と題してお話を伺いました。講演では、普段聞くことのない神職のお務めに関することや、天皇陛下を始めとした皇族の方々や外国要人等のご親拝・参拝の様子など、貴重な体験談に触れることが出来ました。

神職ということもあり経営の在り方といった内容ではありませんでしたが、日常的な物事に対する考え方やなどを振り返る良い機会となりました。



経済講演会

「地域の経済を考える」

— 地方創生とこれからの中小企業 —
早稲田大学公共経営大学院教授 片山善博氏

2月8日(木)、市民センター向島ココロ文化ホールにおいて、尾道しまなみ商工会が主催し向島・御調・生口支部が後援する講演会が開催されました。

講師に鳥取県知事、総務大臣を歴任された片山善博氏をお迎えし「地域の経済を考えるー地方創生とこれからの中小企業ー」との演題で、自身の経験や日本全国の事例を交えながら話されました。

失敗した例としてプレミアム商品券をあげて、地方の商店が少しは潤ったかもしれないが、本来の目的である雇用の場の創出や人工流しの歯止めにはならなかったとし、成功例としていくつかの町をあげられ、行政だけではだめで企業・団体・市民が「みんなで話し合おう」という形で始まった事業の方に成功事例が多く、大切なポイントだと話されました。

講演の最後に、地域で稼ぐ力をつけていくには、地域の人々が考えていくしかない。皆さんが少しでも考えていき、行動に移す。すぐには変わらないかもしれないが、10年20年経てば変わってくる。地方創生の始まりはそこからです。共に頑張りましょうとエールを送り、講演を終えました。



因島支部 講習会

3月20日(火)、芸予情報文化センターにおいて、因島支部と因島商工会議所との共催で講演会を開催しました。

講師には(株)経世世論研究所 三橋貴明氏をお迎えして「真・地方創生 全国民が豊かになる地方創生策とは何なのか?」と題して行われ、日本全国で講演をして廻る中でのご感覚として東京より地方の方がより景気が良いのではないかと感じると話し始められました。

先日、講演で訪れた山陰の町で「うちの町には失業者は一人もいない。働ける者は全員働いている」と言われた話を例に鳥取県、島根県が都道府県別失業率のワースト1位、2位(良いということ)だと紹介されました。

多くのデータを示して現在の日本の姿を客観的に大胆に解説され、政府の仕事は民を救うことであり、政府が豊かになる必要はない。今こそ大胆に都市部と地方、

地方と地方を結ぶ交通インフラ整備を進める必要があり、働き手の流失や高齢化で供給能力の下がった地方の方が都市部より先に、生産性や所得の向上が進むのではないかと、この見通しをされました。

斬新な見解に聞き入った講演会となりました。



新会員ご紹介

平成30年4月10日現在 会員数1,939社

| 支部 | 法人名 | 所在地 | 業種 |
|-----|--------------|-----------------|----------------|
| 尾道東 | (株)クライス | 尾道市高須町5129 | 自動車販売 |
| 尾道西 | (株)森田会計 | 尾道市新浜1丁目13-15 | 会計、経理、労務の事務代行業 |
| 向島 | たくみ(株) | 尾道市向東町994-2 | 造船業 |
| 因島 | (有)公新産業 | 尾道市因島重井町5183-6 | 機械設計 |
| 世羅郡 | (一社)ミヤモトオフィス | 世羅郡世羅町大字下津田2506 | 測量 |
| | (有)実平工務店 | 世羅郡世羅町大字黒川445 | 建築 |

行事予定

| 月 | 日 | 曜日 | 行事名 | 場所 |
|----|----|----|-------------------|-----------------|
| 5月 | 9 | 水 | 総務委員会・財務委員会合同会議 | 尾道ロイヤルホテル |
| | | | 監査会 | 尾道法人会 事務局 |
| | 14 | 月 | 第1回 理事会 | グリーンヒルホテル尾道 |
| | | | 因島支部総会 | ホテルいんのしま |
| | 22 | 火 | [県法連] 第1回 理事会 | 未定 |
| | 28 | 月 | 第2回 総務委員会 | 尾道商工会議所 301号室 |
| 6月 | 4 | 月 | 第7回 通常総会 | 尾道国際ホテル |
| | | | 第3回 総務委員会 | 未定 |
| | 20 | 水 | 租税教室 | 世羅小学校 |
| | 22 | 金 | [県法連] 第6回 通常総会 | ANAクラウンプラザホテル広島 |
| 7月 | 1 | 日 | 生口支部 海浜清掃ボランティア活動 | 瀬戸田町サンセットビーチ |
| | | | 第2回 広報委員会 | 未定 |
| | | | 世羅郡支部 会員親睦事業 | 未定 |
| 9月 | 27 | 木 | [中法連] 第37回 定期総会 | リーガロイヤルホテル広島 |
| | | | 第2回 理事会 | 未定 |
| | | | 第3回 広報委員会 | 未定 |
| | | | 第4回 総務委員会 | 未定 |
| | | | 女性部会 9月例会会 | 未定 |
| | | | 新設法人説明会 | ベイタウン尾道 組合会館会議室 |
| | | | 8・9・10・11月決算法人説明会 | ベイタウン尾道 組合会館会議室 |

※平成30年4月10日現在の予定につき、日程が変更となる場合がございます。

編集後記

最近、自宅から会社まで歩いて行ったり、バスで行ったりしている。
歩いても片道20分位なので、雨さえ降らなければちょうどいい距離。
仕事帰りに好きな音楽を聴きながら、商店街や海岸通りを気ままに歩いていると、日々どこかで店舗の工事をしているような気がする。
新駅舎の骨組みもどんどん組み上げられるのを見ているのも楽しい。
駅前風景も少しずつ変わってきた。来年の今頃には新しい駅舎が出来ている。
春の風に吹かれながら歩くと、季節も相俟って移り変わる街の息吹を感じる。
850年前の昔から、こうやって新しいものを積み重ねながら尾道の街は出来たのだろう。古くて新しい街の、変わらぬ潮風を感じながら今日もブラ歩き。
気分よく歩きすぎて新開にまで行ってしまふのが、たまにきず。

(K・T)

川柳

因の島ガス(株) 村上祐司

- ・片思いワイングラスに映る恋
- ・勲章も生きた証と精進する
- ・内視鏡長いトンネル交差する
- ・カープ女子燃え尽きるまで支え合う
- ・元氣出せサブリ攻撃するテレビ

広島県東部県税事務所からのお知らせ

eLTAX利用に関するお願い

- ◆ 地方税の申告は、eLTAX（地方税ポータルシステム）をご利用ください。



申告できる税目と手続

| 税 目 | 手 続 | |
|---------------------------|----------------------------|---|
| | 申 告 | 申 請・届 出 |
| 法人県民税 法人事業税 地方法人特別税 | ・中間申告 ・確定申告 ・修正申告 など | ・法人設立・設置届 ・異動届 ・更正の請求書 ・申告書の提出期限の延長に係る届出書及び申請書 |

詳しい内容や手続等については、eLTAX ホームページをご覧ください ▶ <http://www.eltax.jp/>

電話（ヘルプデスク）によるお問い合わせは 0570-081459

受付時間：9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

調査・申告に関するお願い

- ◆ 本県では、地方税法第72条の7の規定による法人事業税に関する調査をお願いしています。外形標準・収入金課税対象法人及び医療法人の皆様におかれましては、調査の依頼をさせていただいた際には、ご協力をお願い致します。

- ◆ 「医療法人等の所得金額計算書」（様式第3号の2）の「記載の手引」を改訂しました。広島県ホームページをご確認ください。

▶ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp>

医療法人等に係る所得金額の計算書 **検索**

また、課税標準となる所得金額をより明確に把握するため、申告書には、次の書類を併せて提出していただきますよう、お願い致します。

- 法人税法施行規則様式別表4の写し
- 決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）の写し
- 雑益及び雑損失等の内訳書の写し
- 介護保険収入がある場合は「介護保険法の規定に基づくサービスの種類別収入金額訳書」
- 土地等譲渡所得・その他事業所得の算出根拠など申告内容の確認に必要な書類



個人住民税特別徴収に関するお願い

- ◆ 特別徴収の適正実施に取り組んでいます。

事業主（給与支払者）には、所得税の源泉徴収と同じように、従業員※（納税義務者）に代わって、毎月支払う給与から、個人住民税を差し引いて、市町へ納めることが法律で義務付けられています。 ※ 従業員には、原則として、パート、アルバイト、役員などを含みます。

本県では、平成24年度から県と市町が一体となって、事務所への訪問、電話、文書等により特別徴収の働きかけなどの取組を行っています。ご理解とご協力をお願いします。

広島県東部県税事務所 課税第一課（Tel：084-921-1311 内線 2231～2235）